

ITコンソーシアム京都 部会設置・運営要綱

(総則)

第1条 ITコンソーシアム京都(以下「本会」という)規約第3条に掲げる事業を具体化するため、本会規約第20条の規定により部会を設置する。

(会員)

第2条 部会は、全会員が自由に参加することができる。

2 部会長は、必要に応じ、会員以外の者の参加を求めることができる。

(部会長)

第3条 部会には、会長が指名した部会長を置く。

2 部会長は、部会を代表し、部会の活動を統括する。

3 部会には、部会長が指名した部会長代理を置くことができる。

4 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故などがあるときはその職務を代行する。

(部会の開催)

第4条 部会は、必要に応じて随時開催し、部会長が招集する。

2 部会の決議は、出席会員の過半数とし、可否同数の場合は部会長がこれを決する。

(プロジェクト)

第5条 部会には、部会の承認により一つ以上のプロジェクトを置くことができる。

2 プロジェクトのメンバー選定や運営方法については、各部会において決めるものとする。

3 プロジェクトの進捗状況や成果については、随時部会に報告するものとする。

(経費)

第6条 部会における事業の推進にあたっては、各年度における予算の範囲内で本会経費を支出する。

(事務)

第7条 部会の開催等に係る事務は、本会事務局が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会で定めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。